

国立大学法人京都大学総長選考規程

(平成16年5月19日総長選考会議決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学（以下「法人」という。）の総長の選考に関し必要な事項を定めるものとする。

(選考の時期)

第2条 総長選考会議は、次の各号の一に該当する場合に、総長候補者を選考する。

- (1) 総長の任期が満了するとき
- (2) 総長が辞任するとき
- (3) 総長が欠けたとき

2 総長選考会議が総長候補者の選考を行うことを決定したときは、選考日程を示して、その旨を公示する。

(適任者の推薦)

第3条 総長選考会議は、総長候補者の選考に当たり、教育研究評議会に対して、適任者10名程度の推薦を求める。

(総長選考会議における第一次選考)

第4条 総長選考会議は、第一次総長候補者を定めるため、前条の規定に基づき推薦された者について、第一次選考を行う。

2 選考の方法は、総長選考会議の定めるところによる。

3 総長選考会議は、必要と認めるときは、被推薦者のほかに、法人の役員又は職員（**特定有期雇用教職員、有期雇用教職員**~~目次雇用教職員~~及び時間雇用教職員を除く。）以外の者（次項において、「学外者」という。）を第1項の選考の対象に加えることができる。

4 第一次総長候補者は、総長選考会議の定める者6名とする。ただし、学外者は、2名以内とする。

(学内意向投票)

第5条 総長選考会議は、学内の意向を調査するため、第一次総長候補者について、投票資格を有する者に単記による投票（以下「学内意向投票」という。）を行わせる。

2 総長選考会議は、前項の投票において、得票過半数の者がいないときは、得票多数の者2名について、決選投票を行わせる。ただし、前項の投票において、得票同数の者があることにより決選投票を行うべき者が2名を超えるときは、年長者を先順位とする。

3 学内意向投票に関する事務は、総長選考会議の委任に基づき教育研究評議会が管理する。

(投票資格)

第6条 学内意向投票（決選投票を含む。）の投票資格を有する者は、投票通告の日において理事である者又は次の各号に掲げる者（**特定有期雇用教職員、有期雇用教職員**~~目次雇用教職員~~及び時間雇用教職員を除く。）とする。

(1) 教授、**准教授**~~助教授~~又は講師

(2) 事務職員、技術職員又は教務職員のうち**専門員**~~課長補佐~~相当職以上の者として別に定めるもの

- 2 前項に規定する者が投票日までに退職したとき、その他投票資格の基礎となる身分を有しない者となったときは、その資格を失う。

(投票通告)

第7条 総長選考会議は、教育研究評議会との協議のうえ学内意向投票の実施の期日を定め、投票資格を有する者に通告する。

- 2 前項の通告は、第2条第1項第1号による場合には総長の任期が満了する日の45日前までに、同項第2号又は第3号による場合にはできるだけ速やかに行う。

(投票の方法)

第8条 投票は、1人1票の無記名投票とする。

- 2 投票は、投票所において行う。
3 投票所に、投票管理者を置く。
4 代理投票及び不在者投票は認めない。

(開票)

第9条 開票は、開票所において行う。

- 2 開票所に、開票管理者を置く。
3 開票の立会いは、教育研究評議会が選出する者4名をもって行う。

(候補者被選挙資格者名簿等)

第10条 総長選考会議は、学内意向投票（決選投票を除く。）に際して候補者の名簿及び略歴その他の情報を投票資格を有する者に提示する。

- 2 総長選考会議は、決選投票に際して候補者の名簿を投票資格を有する者に提示する。
3 第一次総長候補者の名簿は五十音順に、その他の名簿は得票順に記載する。

(総長選考会議委員等が候補者となった場合の措置)

第11条 総長選考会議委員が候補者となったときは、総長選考会議委員の資格を失うものとし、直ちに補欠の委員を選任しなければならない。

- 2 教育研究評議会評議員が候補者となったときは、学内意向投票の事務から退かなければならない。

(総長選考会議における第二次選考)

第12条 総長選考会議は、学内意向投票の投票結果を基礎に、総長候補者を選考する。

(再投票)

第13条 総長選考会議が選考した候補者がやむを得ない事情により総長選考会議の承認を得て選考を辞退したときは、第一次総長候補者中その者を除いた候補者について、再度、学内意向投票を行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、総長選考会議が定める。

附 則

この規程は、平成16年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年1月30日から施行する。